

令和3年度末 鉄軌道駅における駅の段差解消への対応状況について

令和4年3月31日現在									
事業者名	総駅数	平均利用者 数が3千人/ 日以上の駅 数 A	平均利用者 数が3千人/ 日以上及び 重点整備地 区内の生活 関連施設に 位置づけら れた平均利 用者数が2千 人/日以上3 千人/日未満 の駅数 B	移動等円滑化基準第4条及び第18条の 2に適合している設備により段差が解消さ れている駅※1			改正前の移動等円滑化基準に適合してい る設備により段差が解消されている駅(平 成18年12月に施行された移動等円滑化 基準への適合状況)※2		
				うち平均利用 者数が3千人 /日以上及び 重点整備地 区内の生活 関連施設に 位置づけら れた平均利 用者数が2千 人/日以上3 千人/日未満 の駅数 C	平均利用者 数が3千人/ 日以上及び 重点整備地 区内の生活 関連施設に 位置づけら れた平均利 用者数が2千 人/日以上3 千人/日未満 の駅に対する 割合(%) (C/B)*100		うち平均利用 者数が3千人 /日以上の駅 数 D	平均利用者 数が3千人/ 日以上の駅 に対する割 合(%) (D/A)*100	
JR東海	6	3	3	3	3	100.0%	3	3	100.0%
JR西日本	492	251	255	308	245	96.1%	310	244	97.2%
JR旅客会社2社 小計	498	254	258	311	248	96.1%	313	247	97.2%
近畿日本鉄道	181	116	117	123	107	91.5%	123	106	91.4%
南海電気鉄道	100	58	60	62	55	91.7%	65	56	96.6%
京阪電気鉄道	88	61	64	66	61	95.3%	66	60	98.4%
阪急電鉄	87	87	87	81	81	93.1%	81	81	93.1%
阪神電気鉄道	49	46	46	46	46	100.0%	46	46	100.0%
大手民鉄5社 小計	505	368	374	378	350	93.6%	381	349	94.8%
京都市交通局	31	31	31	31	31	100.0%	31	31	100.0%
大阪市高速電気軌道	100	100	100	96	96	96.0%	100	100	100.0%
神戸市交通局	26	25	25	19	18	72.0%	20	19	76.0%
地下鉄3社局 小計	157	156	156	146	145	92.9%	151	150	96.2%
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	1,160	778	788	835	743	94.3%	845	746	95.9%
中小民鉄、路面電車等 小計	370	91	92	176	90	97.8%	176	89	97.8%
鉄軌道全体 合計	1,530	869	880	1,011	833	94.7%	1,021	835	96.1%

※1. 「移動等円滑化基準第4条及び第18条の2に適合している設備により段差が解消されている駅」とは※2「改正前の移動等円滑化基準に適合している設備により段差が解消されている駅」のうち、自社内での乗継経路に関する段差解消や主たる経路とバリアフリールートの経路の長さの差ができる限り小さくされている等の基準に適合している駅をいう。

※2. 「改正前の移動等円滑化基準に適合している設備により段差が解消されている駅」とは、基準に適合している設備（開閉とびらに窓があり、かご内に手すり等が設置されているエレベーターなど）により、乗降場ごとに、段差が解消された経路を1以上確保している駅をいう。

注) 1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

注) 2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。

令和3年度末 鉄軌道駅における転落防止設備および視覚障害者用誘導ブロック設置状況について

令和4年3月31日現在															
事業者名	総駅数	平均利 用者数 が3千 人/日 以上の 駅数	移動等円滑化基準第20 条第1項第6号から第8号 に適合している転落防止 のための設備を設置して いる駅数※1				改正前の移動等円滑化基準 に適合している転落防止の ため設備を設置している駅 (平成18年12月に施行され た移動等円滑化基準への適 合状況)※2			移動等円滑化基準第9条に 適合しているブロックを設置 している駅数※3			改正前の移動等円滑化基準 に適合しているブロックを設 置している駅(平成18年12 月に施行された移動等円滑 化基準への適合状況)※4		
			平均利用 者数が3千 人/日以上 及び重点 整備地区 内の生活 関連施設 に位置づけ られた平均 利用者数 が2千人/日 以上3千人 /日未満の 駅数	平均利用者 数が3千人/日 以上及び重点 整備地区内 の生活関連 施設に位置 づけられた 平均利用者 数が2千人/日 以上3千人/日 未満の駅に 対する割合 (%)	C (C/B)*100	うち平均 利用者数 が3千人/日 以上の 駅数	平均利 用者数 が3千人/日 以上の 駅に對 する割 合(%)	D (D/A)* 100	うち平均利 用者数が3千人/日 以上及び重点 整備地区内 の生活関連 施設に位置 づけられた平均利 用者数が2千人/日 以上3千人/日 未満の 駅数	平均利用者 数が3千人/日 以上及び重点 整備地区内の生活 関連施設に位置づけ られた平均利 用者数が2千人/日 以上3千人/日 未満の駅に 対する割合 (%)	E (E/B)*100	うち平均 利用者数 が3千人/日 以上の 駅数	平均利 用者数 が3千人/日 以上の 駅に對 する割 合(%)	F (F/A)* 100	
JR東海	6	3	3	6	3	100.0%	6	3	100.0%	1	1	33.3%	6	3	100.0%
JR西日本	492	251	255	320	222	87.1%	389	248	98.8%	177	128	50.2%	346	249	99.2%
JR旅客会社2社 小計	498	254	258	326	225	87.2%	395	251	98.8%	178	129	50.0%	352	252	99.2%
近畿日本鉄道	181	116	117	90	74	63.2%	181	116	100.0%	7	7	6.0%	131	112	96.6%
南海電気鉄道	100	58	60	43	38	63.3%	99	57	98.3%	16	15	25.0%	70	57	98.3%
京阪電気鉄道	88	61	64	36	33	51.6%	88	61	100.0%	12	10	15.6%	85	58	95.1%
阪急電鉄	87	87	87	80	80	92.0%	87	87	100.0%	14	14	16.1%	87	87	100.0%
阪神電気鉄道	49	46	46	15	15	32.6%	49	46	100.0%	13	13	28.3%	49	46	100.0%
大手民鉄5社 小計	505	368	374	264	240	64.2%	504	367	99.7%	62	59	15.8%	422	360	97.8%
京都市交通局	31	31	31	19	19	61.3%	31	31	100.0%	4	4	12.9%	31	31	100.0%
大阪市高速電気軌道	100	100	100	56	56	56.0%	100	100	100.0%	7	7	7.0%	100	100	100.0%
神戸市交通局	26	25	25	9	9	36.0%	26	25	100.0%	9	9	36.0%	26	25	100.0%
地下鉄3社局 小計	157	156	156	84	84	53.8%	157	156	100.0%	20	20	12.8%	157	156	100.0%
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	1,160	778	788	674	549	69.7%	1,056	774	99.5%	260	208	26.4%	931	768	98.7%
中小民鉄、路面電車等 小計	370	91	92	162	73	79.3%	252	90	98.9%	87	39	42.4%	172	83	91.2%
鉄軌道全体 合計	1,530	869	880	836	622	70.7%	1,308	864	99.4%	347	247	28.1%	1,103	851	97.9%

※1. 「移動等円滑化基準第20条第1項第6号から第8号に適合している転落防止設備の設置駅」とは、※2「改正前の移動等円滑化基準に適合している転落防止のため設備を設置している駅」のうち、点状ブロックがJIS T9251に適合した内方線付き点状ブロックである駅をいう。

※2. 「改正前の移動等円滑化基準に適合している転落防止のため設備を設置している駅」とは、ホームドア、点状ブロックその他視覚障害者の転落を防止するための設備、線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設けている駅をいう。

※3. 「移動等円滑化基準第9条に適合しているブロックを設置している駅」とは、※4「改正前の移動等円滑化基準に適合しているブロックを設置している駅」のうち、視覚障害者誘導用ブロックがJIS T9251に適合している駅をいう。

※4. 「改正前の移動等円滑化基準に適合しているブロックを設置している駅」とは、公共用通路と車両等の乗降口との間の経路や、便所の出入口との経路等において視覚障害者誘導用ブロック等を設けている駅をいう。

注) 1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に 新幹線の駅も含み全体で1駅として計上している。新幹線の駅 と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

注) 2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。

令和4年3月31日現在

事業者名	総駅数	平均利用者数が3千人/日以上の駅数	平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2千人/日以上3千人/日未満の駅数	トイレを設置している駅数			移動等円滑化基準第13条から第15条に適合しているトイレを設置している駅数 ^{※1}			改正前の移動等円滑化基準に適合しているトイレを設置している駅(平成18年12月に施行された移動等円滑化基準への適合状況) ^{※2}		
				うち平均利用者数が3千人/日以上の駅数 A	うち平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2千人/日以上3千人/日未満の駅数 B		うち平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2千人/日以上3千人/日未満の駅数 C	トイレを設置しているうち平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2千人/日以上3千人/日未満の駅に対する割合(%) (C/B)*100		うち平均利用者数が3千人/日以上の駅数 D	平均利用者数が3千人/日以上の駅に対する割合(%) (D/A)*100	
JR東海	6	3	3	5	3	3	3	3	100.0%	3	3	100.0%
JR西日本	492	251	255	324	234	238	247	229	96.2%	246	226	96.6%
JR旅客会社2社 小計	498	254	258	329	237	241	250	232	96.3%	249	229	96.6%
東武鉄道	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
近畿日本鉄道	181	116	117	175	116	117	112	108	92.3%	112	107	92.2%
南海電気鉄道	100	58	60	99	58	60	65	59	98.3%	65	57	98.3%
京阪電気鉄道	88	61	64	70	60	62	53	52	83.9%	53	50	83.3%
阪急電鉄	87	87	87	87	87	87	72	72	82.8%	72	72	82.8%
阪神電気鉄道	49	46	46	47	46	46	46	46	100.0%	46	46	100.0%
大手民鉄5社 小計	505	368	374	478	367	372	348	337	90.6%	348	332	90.5%
京都市交通局	31	31	31	31	31	31	24	24	77.4%	24	24	77.4%
大阪市高速電気軌道	100	100	100	100	100	100	100	100	100.0%	100	100	100.0%
神戸市交通局	26	25	25	26	25	25	26	25	100.0%	26	25	100.0%
地下鉄3社局 小計	157	156	156	157	156	156	150	149	95.5%	150	149	95.5%
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	1,160	778	788	964	760	769	748	718	93.4%	747	710	93.4%
中小民鉄、路面電車等 小計	370	91	92	230	86	87	104	72	82.8%	104	71	82.6%
鉄軌道全体 合計	1,530	869	880	1,194	846	856	852	790	92.3%	851	781	92.3%

※1. 「移動等円滑化基準第13条から第15条に適合しているトイレ」とは、便所の構造を音や点字等で示す設備や、男子用小便器に手すり等を設けており、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として1以上を設けている便所をいう。

※2. 「改正前の移動等円滑化基準に適合しているトイレ」とは、便所の構造を音や点字等で示す設備や、男子用小便器に手すり等を設けており、高齢者や障害者等の円滑な利用に適した構造の便房を設けている便所をいう。

注) 1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

注) 2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。

令和3年度末 鉄軌道駅における案内設備、障害者対応型券売機および拡幅改札口の設置状況について

令和4年3月31日現在

事業者名	総駅数	平均利用 者数が3 千人/日 以上の駅 数 A	平均利用者数 が3千人/日 以上及び重点 整備地区内の 生活関連施設 に位置づけら れた平均利用 者数が2千人/日 以上3千人/日 未満の駅数 B	移動等円滑化基準第10条から 第12条に適合している案内設 備を設置している駅数※1			改正前の移動等円滑化基準に 適合している案内設備を設置し ている駅(平成18年12月に施行 された移動等円滑化基準への適 合状況)※2			移動等円滑化基準第17条に適合 している障害者対応型券売機 を設置している駅数※3			移動等円滑化基準第19条に適合 している拡幅改札口を設置し ている駅数※4		
				うち平均利用者 数が3千人/日 以上及び重点 整備地区内の 生活関連施設 に位置づけら れた平均利用 者数が2千人/日 以上3千人/日 未満の駅数 C	平均利用者数 が3千人/日 以上及び重点 整備地区内の 生活関連施設 に位置づけら れた平均利用 者数が2千人/日 以上3千人/日 未満の駅 に対する割合(%) (C/B)×100	うち平均 利用者数 が3千人/ 日以上の 駅数 D	平均利用 者数が3 千人/日 以上の駅に 対する割合 (%) (D/A)×100	うち平均利用者 数が3千人/日 以上及び重点 整備地区内の 生活関連施設 に位置づけら れた平均利用 者数が2千人/日 以上3千人/日 未満の駅数 E	平均利用者数 が3千人/日 以上及び重点 整備地区内の 生活関連施設 に位置づけら れた平均利用 者数が2千人/日 以上3千人/日 未満の駅 に対する割合(%) (E/B)×100	うち平均利用者 数が3千人/日 以上及び重点 整備地区内の 生活関連施設 に位置づけら れた平均利用 者数が2千人/日 以上3千人/日 未満の駅数 F	平均利用者数 が3千人/日 以上及び重点 整備地区内の 生活関連施設 に位置づけら れた平均利用 者数が2千人/日 以上3千人/日 未満の駅 に対する割合(%) (F/B)×100				
JR東海	6	3	3	3	3	100.0%	3	3	100.0%	4	3	100.0%	6	3	100.0%
JR西日本	492	251	255	215	208	81.6%	232	217	86.5%	247	197	77.3%	440	254	99.6%
JR旅客会社2社 小計	498	254	258	218	211	81.8%	235	220	86.6%	251	200	77.5%	446	257	99.6%
近畿日本鉄道	181	116	117	39	39	33.3%	39	39	33.6%	178	117	100.0%	178	117	100.0%
南海電気鉄道	100	58	60	60	56	93.3%	60	54	93.1%	72	55	91.7%	99	60	100.0%
京阪電気鉄道	88	61	64	61	59	92.2%	61	57	93.4%	87	64	100.0%	72	63	98.4%
阪急電鉄	87	87	87	85	85	97.7%	85	85	97.7%	87	87	100.0%	87	87	100.0%
阪神電気鉄道	49	46	46	46	46	100.0%	46	46	100.0%	47	46	100.0%	47	46	100.0%
大手民鉄5社 小計	505	368	374	291	285	76.2%	291	281	76.4%	471	369	98.7%	483	373	99.7%
京都市交通局	31	31	31	31	31	100.0%	31	31	100.0%	31	31	100.0%	31	31	100.0%
大阪市高速電気軌道	100	100	100	43	43	43.0%	43	43	43.0%	100	100	100.0%	100	100	100.0%
神戸市交通局	26	25	25	26	25	100.0%	26	25	100.0%	26	25	100.0%	26	25	100.0%
地下鉄3社局 小計	157	156	156	100	99	63.5%	100	99	63.5%	157	156	100.0%	157	156	100.0%
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	1,160	778	788	609	595	75.5%	626	600	77.1%	879	725	92.0%	1,086	786	99.7%
中小民鉄、路面電車等 小計	370	91	92	67	54	58.7%	97	70	76.9%	161	80	87.0%	198	89	96.7%
鉄軌道全体 合計	1,530	869	880	676	649	73.8%	723	670	77.1%	1,040	805	91.5%	1,284	875	99.4%

※1.「移動等円滑化基準第10条から第12条に適合している案内設備を設置している駅」とは、※2「改正前の移動等円滑化基準に適合している案内設備を設置している駅」のうち、運行情報を提供する設備が行先及び種別が運行開始後に変更された場合にもその情報を文字等により表示できる駅をいう。

※2.「改正前の移動等円滑化基準に適合している案内設備を設置している駅」とは、運行情報を提供する設備や、エレベーターをはじめとした移動円滑化のための主要な設備の案内板等を設けている駅をいう。

※3.「移動等円滑化基準第17条に適合している障害者対応型券売機を設置している駅」とは、高齢者や障害者等の円滑な利用に適した構造の券売機を設けている駅をいう。

※4.「移動等円滑化基準第19条に適合している拡幅改札口を設置している駅」とは、車いすの通過に必要な幅80cm以上の改札口等を設けている駅をいう。

注) 1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

注) 2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。